

議案第 11 号

議決第 号

始良市ふるさと移住定住促進条例の一部を改正する条例の件

始良市ふるさと移住定住促進条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2020年（令和2年）2月17日提出

始良市長 湯元敏浩

始良市ふるさと移住定住促進条例の一部を改正する条例

始良市ふるさと移住定住促進条例（平成29年始良市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号及び第4号中「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同条中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 補助対象区域内転居定住者 補助対象地区内の貸家（2親等以内の者が所有する貸家に居住する者は除く。）若しくは給与住宅又は公営住宅の住民として現に住民基本台帳に記録され、本市に生活の本拠がある者で、かつ、定住の意思をもって補助対象地区内で転居し、当該補助対象地区の住民として現に住民基本台帳に記載され、本市に生活の本拠がある者をいう。

第3条第1号中「又は転居定住者」を「、転居定住者又は補助対象地区内転居定住者」に改める。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定に基づき補助金の交付決定及び額の確定を受けた者のうち、この条例の規定に基づき既に補助金の交付を受けたことがある者の補助金の交付金額は、既に交付された額を控除した額とする。

第7条第1項第3号に次のただし書を加える。

ただし、補助対象地区内転居定住者が、補助対象地区に自己が居住する目的で住宅を新築若しくは購入又は購入した中古住宅を増改築した場合は除く。

別表第2子ども補助金の項交付区分の欄中「場合」の次に「。ただし補助対象区域内転居定住者は除く。」を加え、同表引越費用補助金の項限度額の欄中「市内」の次に「及び補助対象地区内」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の始良市ふるさと移住定住促進条例第2条第5号の規定による補助対象区域内転居定住者については、施行日以後に当該住宅を取得し、及び当該住宅の住民として住民基本台帳に記録された補助対象区域内転居定住者とする。